

## 「グリーンボンド・グリーンローン等に関する検討会」開催要領（案）

### 1. 目的

COP21 で採択された「パリ協定」を踏まえ、今後我が国が温室効果ガスの長期大幅削減に取り組んでいく上では、再生可能エネルギー事業等のグリーンプロジェクトに幅広い投資家から大量に民間資金を導入する必要がある。そのための一つのツールとして、グリーンボンドの発行・投資の需要が高まっており、グリーンボンドの普及が国際的には急速に進んでいる。日本国内においても、2017 年以降発行が増加してきており、2018 年末までの総発行額は約 9000 億円となった。しかしながら、さらなるグリーンボンド市場の拡大が求められている。

2017 年 3 月、環境省は、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の軽減との両立につなげ、国内におけるグリーンボンドの普及を図ることを目的として、グリーンボンドガイドラインを策定した。策定後約 2 年が経過し、その間に、国際資本市場協会によるグリーンボンド原則の 2017 年及び 2018 年の改訂や、EU のグリーンボンド基準案の策定、グリーンボンド発行事例の増加に伴う実務の進展等の状況変化が生じている。我が国のグリーンボンド市場の健全な拡大を推進していく上で、グリーンボンド原則との整合性に配慮し、国際的な目線と協調のとれたガイドラインとして維持することが必要である。

また、2018 年 3 月にローン・マーケット・アソシエーション（LMA）等によるグリーンローン原則が策定された。インパクトファイナンスの普及拡大に向けては、グリーンプロジェクトに対し、ボンドだけではなくローンにより資金供給することも必要と考えられる。グリーンローンについては、我が国においては数例の実績があるにとどまっており、地域金融機関にも広がる余地は十分にあると考えられること、また、その核となる構成要素は基本的にグリーンボンドと共通することから、今般、併せてガイドラインの策定を検討することとする。

このため、「グリーンボンド・グリーンローン等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、グリーンボンドガイドラインの改定及びグリーンローン等に関するガイドラインの策定等を検討する。

### 2. 期間

令和元年 7 月 23 日から令和 2 年 3 月 31 日

### 3. 組織

- (1) 検討会は、検討事項に関連する学識者・実務経験者等のうちから、環境省大臣官房環境経済課が参画を依頼する者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は委員の互選によって選任する。
- (3) 座長は検討会の議事運営に当たる。
- (4) 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。
- (5) 検討会には、委員の代理者の出席を認める。
- (6) 事務局は、環境省大臣官房環境経済課及び公益財団法人地球環境戦略研究機関(以下「IGES」という。)により組織する。

### 4. 公開等

- (1) 会議は非公開とする。
- (2) 会議の資料及び議事要旨については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。開示範囲については、事務局が案を作成して、座長の承認を得るものとする。

### 5. 庶務

検討会の庶務は、事務局において行う。

### 6. その他

その他必要な事項は、事務局が案を作成して、座長の承認を受けて定める。